

第6章 子ども等の安全確保の推進

【現状】

交通弱者である子どもや高齢者が、交通ルール違反や交通マナーの低下、交通環境の大幅な変化による交通事故の犠牲になっています。また、近年では子どもの連れ去り事件も後を絶ちません。

こうした事件や事故から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域が協力し子どもの安全を確保するべく関係機関との連携をさらに深め、事件・事故の事前防止に努めます。

【岩手県及び遠野管内における声かけ事案認知件数】

(単位：件)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	合 計
岩手県内	162	165	144	152	132	755
うち 遠野管内	7	4	1	9	1	22
割合(%)	4.3	2.4	0.7	5.9	0.8	2.9

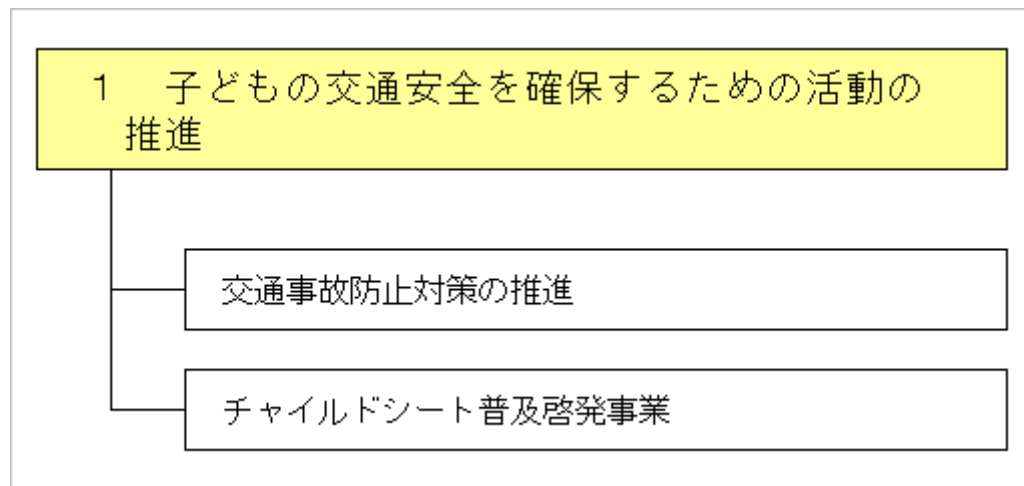
※資料：岩手県警HP、遠野警察署調べ、期間：1月1日～12月31日

1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

基本施策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、家庭、関係民間団体等との連携・協力体制を強化し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

■ 施策体系「子ども等の交通安全を確保するための活動の推進」



■ 交通事故防止対策の推進

現状と課題

- * 団体、組織および警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、子どもの交通安全を確保するための活動を推進しています。
- * 交通安全対策協議会は、交通環境の整備改善を推進し、市民生活の安全確保、市民一丸となって交通秩序の確保と安全保持に努め、関連機関との連絡強化を図っています。
- * 交通指導員は警察、交通安全推進機関等と緊密な連携を図り、交通事故防止のため、交通安全指導を行い、交通秩序の保持、交通事故防止に努めています。
- * 交通安全母の会では、母親の立場から子どもと老人の交通事故防止に努めています。
- * 交通事故防止のための取り組み強化が必要です。

これからの取り組み

■ 取り組み

- 団体、組織および警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、子どもの交通安全を確保するための活動を推進します。

■ 実施事業

事業名	内容	担当課等
交通安全教室開催事業	交通安全に関する知識の普及と安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的とし、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。	地域生活課
交通安全対策事業	小中学校の児童・生徒の交通安全指導の充実を図り、交通安全教育の充実を図る。	学校教育課

■ チャイルドシート普及啓発事業

現状と課題

- * わが国では、2000年4月より、6歳未満の小児を自動車に乗せる場合にはチャイルドシートの着用が法的に義務づけられました。いまだその使用率は低い状況であり、普及啓発を推進する必要があります。

これからの取り組み

■ 取り組み

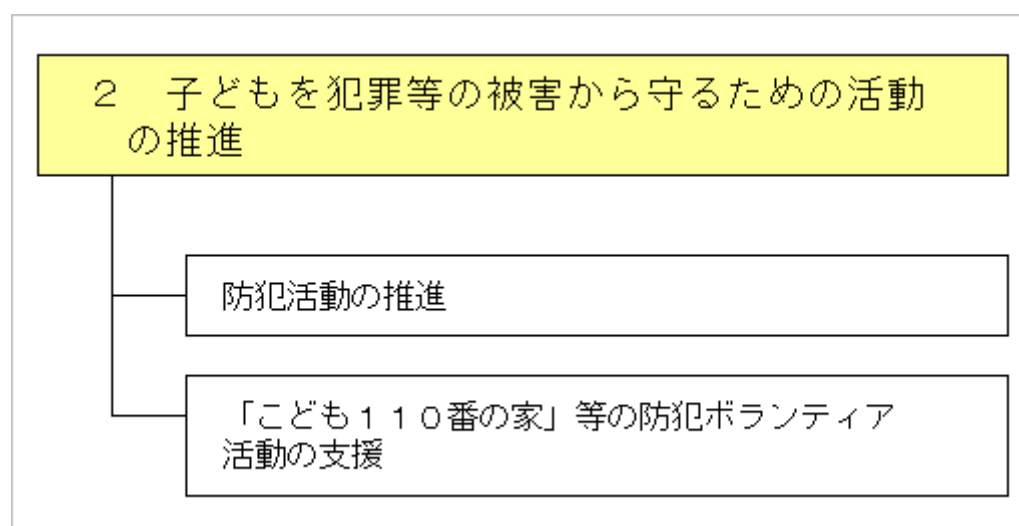
- チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法について、普及啓発活動を積極的に展開するとともに、貸与制度も継続して情報提供等の充実に努めます。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本施策

子どもを犯罪等の被害から守るためには、学校と家庭はもちろんのこと、地域社会の協力も必要です。三位一体となった、自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。

■ 施策体系「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」



■ 防犯活動の推進

現状と課題

- * 各団体、組織および警察等関係機関と緊密な連携を図りながら、子どもを犯罪から守るための活動を推進しています。
- * 関係団体との連携の強化が求められます。

これからの取り組み

■ 取り組み

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。

■ 「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

現状と課題

- * 各小学校では「子ども110番の家」を依頼し、協力を頂いている家にはステッカーを掲げ、児童生徒に地域の「子ども110番の家」の場所の周知を図っています。
- * 関係団体との連携の強化が求められます。

これからの取り組み

■ 取り組み

- 「子ども110番の家」や学校評議員等の協力を得ながら、児童生徒の安全管理に一層努めます。
- 「子ども110番の家」に掲げているステッカーについては、子どもの目線でとらえやすいような工夫を図ります。
- 関係機関・団体と手を携え、子どもの安全管理に努めます。

■ 実施事業

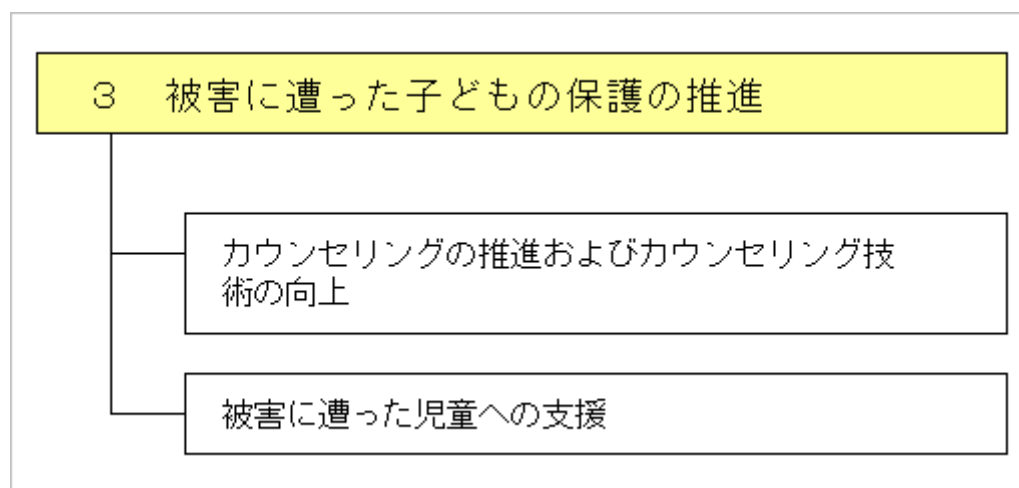
事業名	内容	担当課等
子ども・女性110番の家	子ども・女性を犯罪から守るため、市内の商店等を指定し、地域で防犯意識の高揚を図る。	地域生活課

3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングなど、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

■ 施策体系「被害に遭った子どもの保護の推進」



■ カウンセリングの推進およびカウンセリング技術の向上

現状と課題

- * 学校担任と子どもと親の相談員やスクールカウンセラー、相談機関職員、関係機関職員等とで連携を図り、カウンセリングに努めています。
- * さらなる関係機関との連携とカウンセリング技術の向上が求められます。

これからの取り組み

■ 取り組み

- 事案に基づいて適切なカウンセリングができるよう、関係機関との連携をさらに深めます。
- スクールカウンセラー等を招聘して研修会を開催し、カウンセリングの技術を高めるよう努めます。

■ 被害に遭った児童への支援

現状と課題

- * 学校や児童相談所、保健所、医療機関と連携し、子どもや家族に対する援助を行っています。
- * 被害に遭った児童への支援の充実が求められます。

これからの取り組み

■ 取り組み

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ケアと立ち直りを支援するため、学校や児童相談所、保健所、医療機関と連携を強化し、子どもに対するカウンセリングや家庭に対する助言等、きめ細かな支援を実施します。